

●香川県選挙管理委員会告示第78号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の3分の1の数（その者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

平成24年9月14日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 50分の1の数             | 16,537人  |
| 3分の1の数              | 204,471人 |
| 県議会議員各選挙区における3分の1の数 |          |
| 高松市選挙区              | 115,981人 |
| 丸亀市選挙区              | 30,111人  |
| 坂出市選挙区              | 20,238人  |
| 善通寺市選挙区             | 9,171人   |
| 観音寺市選挙区             | 17,452人  |
| さぬき市選挙区             | 14,655人  |
| 東かがわ市選挙区            | 9,779人   |
| 三豊市選挙区              | 19,392人  |
| 小豆郡選挙区              | 9,072人   |
| 木田郡選挙区              | 7,900人   |
| 綾歌郡選挙区              | 6,993人   |
| 仲多度郡第一選挙区           | 8,382人   |
| 仲多度郡第二選挙区           | 6,484人   |